

令和4年第12回福岡市早良区選挙管理委員会議事録

- 1 開催年月日 令和4年7月10日（日）
- 2 開閉会時刻 開会 午前9時48分 閉会 午前9時58分
- 3 開催場所 早良区役所 応接室
- 4 出席委員（○） 伊佐委員長、濱田委員長職務代理者、守田委員、下野委員
- 5 出席事務局職員（▲） 進藤事務局長、吉村事務局次長、舩木選挙係長、
土師入部出張所長、宮崎書記、香川書記
- 6 傍聴者 なし
- 7 議題

（1）議案

議案第44号 選挙人名簿から抹消する者について

議案第45号 参議院議員通常選挙における投票立会人の変更に関する専決処分の承認を求めることについて

（2）その他

今後の委員会開催予定について

当日有権者見込数について

8 議事次第

審議事項の概要について事務局より説明し、個人情報が含まれ非公開の対象となる議案はないことについて、出席委員全員の合意により決定した。

（1）議案

議案第44号及び議案第45号について審議が行われ、出席委員の全会一致で可決した。

（2）その他

今後の委員会開催予定の確認及び当日有権者見込数の報告を行った。

< 主な意見・質疑等 >

○なぜ4か月抹消になるのか。

▲転居の際、転入届日から3か月経過後、転入先の市町村の選挙人名簿に登録され、転出元の市町村での選挙人名簿の登載は転出日から4か月後に抹消するよう公職選挙法で定められている。